中小企業（個人事業主を含む）の
低濃度PCB廃棄物の適正処理を支援します

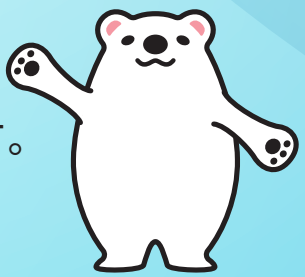
申請受付中（令和9年3月31日まで）

低濃度PCBに汚染された廃棄物は**令和９年３月31日まで**に保管事業者で適正に**処理**されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国（環境省）は中小企業（個人事業主を含む。）に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率２分の１の額が助成されます。

詳細は裏面へ！



【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター
TEL：0120-427442
受付時間　月～金　10 時～ 12 時 /13 時～ 17 時（祝日年末年始を除く。）
mail:joseikin@sanpainet.or.jp
URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

助成金申請について

申請書類は産業廃棄物処理事業振興財団のHPからダウンロードできます。HPの提出書類のページまたは「助成金交付申請の手引き」でご確認下さい。

ご注意！ PCBの分析及び処理の実施は、交付決定通知書を受領した後に実施してください。
交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。

申請の際は、必ず『助成金交付申請の手引き』をご参照ください！ URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

申請書受付期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止します。）

申請フロー



助成対象者

1. 中小企業者 ※1

・会社（株式・有限・合資・合名・合同）

1)表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社（ただし、1又は2者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）または自治体が保有する株式又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1／2以上を占めている会社（みなし大企業者）は、大企業者として取り扱い、対象外となります。）

2)みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※2がないこと

3)貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※2がないこと

・1 清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。
・2 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主　下記の表において業種ごとに定められる従業員数(B)の要件を満たす個人事業主

表1

主たる業種※3	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数※4
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧その他	3億円以下	300人以下

※3 業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。（例：前期決算において製造部門よりもサービス部門の売上が大きい場合にはサービス業として判定します）

※4 常時使用する従業員の数は事業者としての全体の数字です。事業場（支社、工場等）のものではありません。（例：処理対象物を保管する工場の常時使用従業員数が基準の数以下であっても、本社及び他の工場等の従業員数の合計が基準の数を上回っていれば対象外となります）

・中小企業団体等　下記の表に定められる中小企業団体等

表2

中小企業団体の基準	
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）	特別の法律によって設立された組合又はその連合会（農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区等）

2. 法人（会社、中小企業団体等を除く）

・常時使用する従業員の数※4 が 100 人以下の法人
・常時使用する従業員の数が、表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人※5。

※5 例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員の数が100人以下の法人が対象になります。

3. 個人

・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
・何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
・破産者（破産管財人）

分析費の助成について

●助成対象経費

低濃度ＰＣＢに汚染されているおそれのある電気機器（高濃度ＰＣＢ及び安定器を除く。）に使用されている絶縁油が低濃度ＰＣＢであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析※6 に要する経費。

※6 告示で示された検定方法や環境省が監修するマニュアル・ガイドラインに基づくものに限る。
（消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。）

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の２分の１の額※7。なお、１検体あたり 10,000 円を限度額とする。

※7 その額に１００円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。

処理費の助成について

●助成対象経費

●収集・運搬（積込み・積下しを含む）に要する経費
●漏えい防止措置に要する経費
●処分に要する経費
（消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。）

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の２分の１の額※8。
なお、「収集・運搬（積込み・積下しを含む）に要する経費」及び「漏えい防止措置に要する経費」の助成金は表３に掲げる額を限度額とし、「処分に要する経費」の助成金は、表 4 に掲げる標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額の２分の１の額を限度額とする。

※8 その額に１００円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額

表３

種類		限度額
収集・運搬（積込み・積下しを含む）※9	低濃度 PCB 汚染廃電気機器	192,500 円／台
	小型機器・その他（ドラム缶）	75,000 円／缶
	小型機器・その他（ペール缶）	73,500 円／缶
漏えい防止措置※10		50,000 円／台・式

※9　低濃度ＰＣＢ廃棄物が２以上ある場合は、その種類ごとの額を合計した額を助成限度額とする。
※10 漏えい防止措置が必要な低濃度ＰＣＢ廃棄物が２以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

表４

種類	標準処分単価
低濃度 PCB 汚染廃電気機器※11	1,000 円 /kg
低濃度 PCB 含有廃油	200 円 /kg
その他汚染物※12	900 円 /kg

※11 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断器、リアクトル等。
※12 ドラム缶又はペール缶に収納された汚染物。ウエス、塗膜くず等。

★PCB処理でお困りの方へ★

PCB廃棄物を処理したいが業者が決まらずお困りの方、運搬方法のご提案から処分先の選定まで、当協会が丁寧にご対応いたします。お問い合わせは、下記の協会事務局又はお近くの会員企業へご連絡ください。

【問合せ先】一般社団法人 日本 PCB 全量廃棄促進協会（JPTA）Tel：03-6206-9552

〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目 11 番 6 号喜助内神田ビル7階
FAX：03-6206-0534　E-mail：info@pcb.or.jp　HP：http://www.pcb.or.jp/

低濃度ＰＣＢ廃棄物処理施設の一覧

（令和８年２月末現在）

処理の方法が「焼却」の施設を掲載しています。施設の最新情報や処理の方法が「焼却」以外の施設については、環境省HP「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」をご確認ください。
（https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html）

	事業者名 問合せ先	設置場所	収集運搬の有無	廃棄物の種類（微量 PCB 廃電気機器等・低濃度 PCB 含有廃棄物）			
				廃油	トランスコンデンサ等	その他汚染物	処理物
無害化処理認定施設	JX 金属苫小牧ケミカル株式会社 ０１４４－５６－０２３１	北海道		●	●	●	●
	東京鐵鋼株式会社 ０１７８－２８－９１９１	青森県		●	●	●	●
	エコシステム小坂株式会社 ０３－６８４７－７０１１	秋田県	有			●	●
	エコシステム秋田株式会社 （受付）エコシステムジャパン（株）東北営業部 ０１８６－４６－１５００	秋田県		●	●	●	●
	ユナイテッド計画株式会社 ０１８－８７７－３０２７	秋田県	有	●	●	●	●
	株式会社クレハ環境 ０２４６－６３－１２３１	福島県	有	●	●	●	●
	日重環境株式会社 0277－７３－０１９４	群馬県	有	●	●	●	●
	群桐エコロ株式会社 ０２７６－５５－０５００	群馬県	有	●	●	●	●
	杉田建材株式会社 ０４３６－９６－１３１１	千葉県	有	●	●	●	●
	エコシステム千葉株式会社 （受付）エコシステムジャパン（株）関東営業部 ０４３８－６０－７１７５	千葉県	有	●	●	●	●
	J&T 環境株式会社 ０４５－５０５－７９４９	神奈川県		●		●	●
	株式会社富山環境整備 ０７６－４６９－５３５６	富山県	有	●	●	●	●
無害化処理認定施設	環境開発株式会社 ０７６－２４４－３１３２	石川県	有	●		●	●
	株式会社太洋サービス ０５３－４４７－４６４０	静岡県	有	●	●	●	●
	DINS 関西株式会社 ０７２－２４３－６３３５	大阪府		●		●	●
	神戸環境クリエート株式会社 ０７８－６５１－５０６０	兵庫県		●		●	●
	株式会社ジオレ・ジャパン ０６－６４１１－３６９０	兵庫県		●			
	三光株式会社 ０８５９－４４－５３６７	鳥取県	有	●	●	●	●
	株式会社富士クリーン ０８７－８７８－３１１１	香川県	有	●	●	●	●
	オオノ開發株式会社 ０８９－９７６－１２３４	愛媛県	有	●	●	●	●
	光和精鉱株式会社 ０９３－８７２－２１００	福岡県		●	●	●	●
	三池製錬株式会社 ０９４４－５３－７２６２	福岡県				●	●
許可施設	三重中央開発株式会社 ０５９５－２０－１６３１	三重県		●		●	●
	エコシステム山陽株式会社 （受付）エコシステムジャパン（株）西部営業部 ０８６８－６２－１３４１	岡山県		●	●	●	●

●処理可能

★低濃度ＰＣＢ廃棄物とは？

PCB 濃度が 0.5mg/kg（=ppm）を超え 5,000mg/kg（=0.5%）以下の電気機器等（塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性の PCB 汚染物は 100,000mg/kg（=10% ）以下）が該当した廃棄物を指します。詳しくは環境省の低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイトに記載されていますので、ご確認ください
https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/about/basic.html

